

法人その他の団体

- 1 名称 新人民軍 (New People's Army (NPA))
 指定をした年月日 令和元年12月13日
 指定番号 DE-19
 延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間
 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
 その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日
- 2 名称 アル・シャバーブ (Al-Shabaab)
 指定をした年月日 令和元年12月13日
 指定番号 DE-20
 延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間
 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
 その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日
- 3 名称 ISILシナイ州 (ISIL Sinai Province)
 指定をした年月日 令和元年12月13日
 指定番号 DE-21
 延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間
 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
 その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日
- 4 名称 ISIL東アジア (IS East Asia Division)
 指定をした年月日 令和元年12月13日
 指定番号 DE-22
 延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間
 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
 その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日
- 5 名称 ヲウチ・グループ (The Maute Group)
 指定をした年月日 令和元年12月13日
 指定番号 DE-23
 延長後の指定の有効期間 令和元年12月13日から令和7年12月12日までの間
 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
 その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和4年12月12日

○国家公安委員会告示第五十一号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第六条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年十二月十二日

国家公安委員会委員長 谷 公一